

競争的対話実施結果

番号	タイトル	該当箇所		確認したい内容	回答
		資料名	該当箇所 (頁・タイトル)		
1	地下水調査(地下水による工事方法について)	業務要求水準書	P.11 2(5)	前回の質疑回答で青森市HPでの確認及び陸上競技場整備の協議資料等の開示がありました。開示されているボーリングデータの透水試験データのうち、どのデータを指標として計画すればよろしいでしょうか。また、事業開始後には、現地調査により事業者と県との協議によるものとして頂けますでしょうか。	資料より提案者様で適宜ご判断ください。当初の条件と明らかに大きく違う場合やそれにより工事に大きな影響が出た場合は費用負担に関する協議に応じます。
2	新水泳場の構成	業務要求水準書	P.13 3(1)	延べ床面積8,360㎡(-5%)~(+10%)の下限値および上限値を設けず「提案による」としていただけないでしょうか。	諸室計画等に関する条件の見直しに伴い、参考延床面積は目安とし、上限・下限は提案によるものとしますが、評価の対象となる施設計画に関わるものであることにご留意ください。また、国民スポーツ大会や大規模大会の開催に支障が生じるような滞留スペースが確保できないことが明らかである計画案は要求水準の未達となります。
3	階数・高さ等(床レベル)	業務要求水準書	P.13 3(3)	「新水泳場1階床レベルは、総合体育館の1階床レベルと同程度のレベルとすること。」とあり、既存25mプールと合わせると考えておりますがよろしいでしょうか。	質問回答(業務要求水準書)No.12の通りです。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、及び青森県福祉のまちづくり条例を満足するスロープ等による段差の解消程度を同程度とします。施設利用者の安全確保が図られるように提案してください。」なお、ウェット動線については防滑等、安全性など特に配慮してください。
4	防災性(避難所としての使用)	業務要求水準書	P.14 4(1)③	『広域避難地としての指定』『災害発生時の拠点施設』とありますが、避難受入れを積極的に行う想定やBCPIはありますか。	市の避難所として指定されていますが、県としてはご質問の内容について現段階で想定しておりません。
5	メインプール	業務要求水準書	P.18 4(2) ①ア	メインプールのプールサイズについて、幅26mを「25.02m以上」で計画することとしていただけないでしょうか。	プール幅は「25m以上」として要求水準書の当該箇所を修正します。またこのことに伴い、公認レーン数も「8レーン以上」に、要求水準書を修正します。
6	メインプール	業務要求水準書	P.18 4(2) ①ア	「25mプールとの併用プールとし、分割した25mプールは、50mプールの長辺方向で(公財)日本水泳連盟プール公認規則による公称25m国内基準競泳プール(10レーン)の取得が可能な施設とすること。」とありますが、「10レーン」を「8レーン以上」としていただけないでしょうか。	プール幅は「25m以上」として要求水準書の当該箇所を修正することにもない、「公称25m国内基準競泳プール(8レーン以上)の取得」と修正します。その他の仕様は、原案のとおりとします。
7	自家発電設備(備蓄)	業務要求水準書 様式3-3-10	P.23 4(4)①オ	72時間分の備蓄燃料が確保できることとありますが、燃料タンクに加え、燃料自体の調達・更新費用も事業費に含める必要がありますでしょうか。事業費に含める場合、様式3-3-10のどの項目に計上すればよろしいでしょうか。	新水泳場については別途県が調達します。既存施設については、光熱水費の実績に含まれております。
8	大型映像装置の仕様について	業務要求水準書 別紙	P.25 ③ア 別紙4-1	スクリーンサイズ(枠を含まない表示部分)高さ4m×幅11m程度に想定されておりますが、基準とされている仕様がございますか。	公認プール施設要領(2018)における「最低横32文字、縦12行を表示するものとし、文字高は最低360mmが望ましい。」を満たした上で、十分な視認性を確保出来る大きさであれば認めることとします。
9	管理施設計画(園路等への手すり設置)	業務要求水準書	P.29 4(5)⑦	勾配が5%を超える園路には手すりを設置とありますが、現状の園路と同等の対策を行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	建設期間中業務	業務要求水準書	P.37 5(3)②	前回の質疑回答で「作業所事務所について計画予定外の設置しても構いません。但し、既存施設の利用において支障のない場所にして頂きたい」とありましたが、現段階で設置不可の場所を教えてください。	別途、資料をお示しします。
11	建設期間中業務(発生土の処分)	業務要求水準書	P.37 5(3)②	発生土は場内処分可、処分場所は落札後に県と協議、と認識しておりますが、積算上、緑化広場にて処分するものと考えてよろしいでしょうか。	別途、資料において残土置き場・場内処分場をお示しします。
12	県にて追加で調達した備品等の保守・管理	業務要求水準書	P.39 5③ウ表 P.70 2②イ(コ)	事業開始後、県の指示にて追加で調達した備品の保守・管理費用は県の負担と考えてよいでしょうか。	ご理解の通りです。追加分は県が別途予算にて調達措置することを想定しています。
13	プール備品の提案に係る費用	業務要求水準書	P.39ウ備品の設置 別紙5、別紙6	業務要求水準書P.39には、「リストに示していない備品については事業者の提案を基に県で検討し調達」とありますが、別紙5及び別紙6には、「本リストの記載の有無に関わらず、提案する施設や事業に合わせて必要な什器備品を整備すること。」とあります。プール備品に関し、別紙5及び別紙6に記載のない備品について提案を行う際の費用は事業費に含めなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。	別紙5及び6に記載のない備品の取扱については、事業者の提案を受けて、県が必要と判断したものについては県の負担により調達します。
14	開館式典及び内覧会等	業務要求水準書	P.42 2③ア	招待客数など、ある程度県の想定する規模(人数など)を示して頂けますでしょうか。	現状で具体的に想定しておりませんが参考として、陸上競技場の開業式典は来賓26名、県関係者8名に設計・施工関係者を加えて行いました。
15	国スポ前後の利用料金収入算出	業務要求水準書	P.50 利用料金等	供用開始から国スポ開催までの期間は、県内選手の強化練習等による減免利用が多くなることが想定されます。事業者にて減免利用を予測して収入を見込むことは難しいため、減免利用等の想定方法をご提示いただくことは可能でしょうか。もしくは、この期間の利用料金を県にて負担する(減免なし)との想定で料金収入を見込むことは可能でしょうか。	強化練習等で全面的に使用することは想定していないため、通常通り料金収入を見込んでご提案ください。収入額の補填については業務要求水準書p.52に記載のとおりとします。また、令和6年度及び令和7年度の競技力向上や国民スポーツ大会等による占有により事業費に影響を及ぼす利用が想定される場合には協議に応じます。
16	レストラン運営業務	業務要求水準書	P.58 7(3)	レストランでのアルコール販売は可能でしょうか。	都度、販売目的や管理上、必要な対応などを踏まえて協議により決定します。提案に含めることは可能ですが、認められなかった場合のリスクを県が負担することはできません。

17	レストラン運営業務の支出	業務要求水準書	P.58 7(3)	レストラン運営業務につきまして、喫食スペースは行政財産使用料を徴収されない共用部扱いですので、レストラン運営業務の費用には、厨房エリアの維持管理費・修繕費・光熱水費等を計上するものと考えてよろしいでしょうか。(喫食スペースの費用はサービス対価) また上記費用に加えて、人件費や原材料費につきましては、レストラン運営業務と合宿所運営支援業務に按分する必要があると思いますが、按分方法は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	維持管理費・修繕費・人件費・原材料費は合宿所運営支援業務と事業者提案により按分してください。ただし、光熱水費はサービス対価の対象にはできません。レストラン運営業務の費用として様式3-3-19に計上してください。
18	自動販売機の運用状況	業務要求水準書	P.59 (3)②付帯事業	付帯事業の自動販売機運営の事業収支を検討するため、現在の自動販売機設置場所、設置台数、売上実績をご教示いただけますでしょうか。	現在の自動販売機設置場所と設置台数を公表します。売上実績は非公表といたします。
19	ネーミングライツ事業への協力	業務要求水準書	P.61 8(7)	当業務にかかる経費については全てネーミングライツ事業者の負担として頂けますでしょうか。	直接経費についてはご理解の通りですが、事業者は業務要求水準書に記載の必要な協力を行ってください。
20	消耗品の保守管理	業務要求水準書	P.71 2(イ)ウ	予定価格における消耗品の積算根拠(項目・数量)を開示いただけないでしょうか。もしくは入札時の金額を指定していただけないでしょうか。	提案内容に応じて適切にお見込み下さい。
21	廃棄物処理業務	業務要求水準書	P.72 2イ(ア)c	不法投棄による廃棄物が発生した場合、処理費は負負担としていただけないでしょうか。	事業者が過失がない限りはご理解の通りとなります。
22	巡回警備の実施時間帯	業務要求水準書	P.73 2⑥イ P.79 4⑦	巡回警備実施時刻が公表されていることは安全管理上望ましくないと考えます。22:00~03:00の間に2回実施としていただけないでしょうか。	ご指摘の通りであるため、夜間機械警備中に2回実施することとします。
23	清掃範囲・頻度	業務要求水準書	p.76⑥	現在の清掃範囲・頻度等の仕様について開示していただけますでしょうか。	可能な限り公表します。
24	雪解け時の除雪	業務要求水準書	P.77 ①構内除雪業務	雪解け時、側溝等に溜まった雪や砂利等を除雪した際、建設残土同様に緑化広場に堆積してよろしいでしょうか。	雪や砂利等の堆積場所に係る緑化広場の使用については、その都度、県と協議して決めることとします。
25	過去の利用料金収入(レストラン)	別紙29		「平成30年度 レストラン及び合宿所食事等提供に係る売上」のうち「合宿売上」は、合宿所利用者への食事提供に係る売上との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
26	運営・維持管理の対価の内訳書(光熱水費)	様式集	様式3-3-10	新運動公園及び運動公園の光熱水費について、事業契約書(案)P.56に改定方法の規定があるが、電気・ガス等各料金ごとに改定を行うことになると思われるため、様式3-3-10において、電気・ガス等各項目ごとの金額をご提示いただくことはできますでしょうか。	項目ごとの金額の提示はできませんが、過去の光熱水費の実績額を提供できる範囲で提供します。
27	新水泳場修繕・更新業務費の内訳書	様式集	様式3-3-19	競技用自動審判設備の「消耗品更新」は、設備の付属品であるため、備品扱いとして更新業務は県で負担していただけないでしょうか。	新水泳場の大規模修繕については、追加で公表した「【新水泳場】基本計画参考資料(維持管理費)」に基づき、県で予め想定する業務は事業者が実施することとします。ただし、ここに含まれない追加が必要と考える修繕業務については事業者の提案に基づき協議の上で県の負担により実施することとします。
28	新水泳場修繕・更新業務費の内訳書	様式集	様式3-3-19	競技用自動審判設備、大型計時装置、プールの過装置の修繕・更新は必須業務ではなく追加提案の扱いとさせて頂けないでしょうか。	新水泳場の大規模修繕については、追加で公表した「【新水泳場】基本計画参考資料(維持管理費)」に基づき、県で予め想定する業務は事業者が実施することとします。ただし、ここに含まれない追加が必要と考える修繕業務については事業者の提案に基づき協議の上で県の負担により実施することとします。
29	運営業務の取組方針及び体制に関する提案書(運営業務の体制図)	様式集	様式3-5-4	様式3-5-4運営業務の取組方針及び体制に関する提案書において、※A4判 2枚以内+体制図1枚とありますが、体制図のページに体制を説明する文章を記載することは可能でしょうか。	可能です。
30	運営業務全般に関する提案書(維持管理業務の体制図)	様式集	様式3-5-8	様式3-5-8維持管理業務の取組方針及び体制に関する提案書において、※A4判 2枚以内+体制図1枚とありますが、体制図のページに体制を説明する文章を記載することは可能でしょうか。	可能です。
31	自由提案事業等の実施の場所(レストラン運営業務に関する違約金)	事業契約書(案)	P.30 第74条 6	「事業者が自由提案事業の全部又は一部を中止若しくは終了することにより発生する費用及び損失は、全て事業者が負担する」とありますが、レストラン運営業務が事業継続困難になった場合、違約金等の負担はないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	サービス購入費C-1	事業契約書(案)	P.47、50、65	要求水準書では「スポーツ教室等実施業務に要する費用」は、自主事業(独立採算事業)に変更されています。これに伴い、事業契約書(案)のサービス購入費C-1の「スポーツ教室等実施業務に要する費用」は対象外となるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。事業契約書を修正します。
33	別紙1	事業契約書(案)	p.49 3(1)ア	現在事業契約に定義されている交付金相当額より実際の交付金が少なかった場合、事業変更契約及び優先貸付契約変更契約を締結することが必要にあることに加え、SPCの借り入れ金額が増え、金融費用が増加しますが、事業者でのコントロールができませんので、金融費用を含め増加費用は貴県にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご想定のような場合は想定しておりませんが、仮にそのような状況となった場合は協議に応じることとします。
34	光熱水費の支払・改定	事業契約書(案)	P.53 5(4)	光熱水費について、実費精算としていただくことはできますでしょうか。	事業者決定後に協議のうえで決定します。入札時点では原案のとおりとします。
35	運営・維持管理の対価(サービス購入費C)の改定(労務単金の高騰)	事業契約書(案)別紙1	P55 5(3)	労務単金(最低賃金)の上昇も改定の対象としてご検討頂けないか。	「合理的と判断される指標を用いた改定は事業者の提案により協議のうえで採用する」とすることを検討しております。
36	利用料金収入の需要変動	事業契約書(案)別紙1	P56 5(3)	利用料金収入にかかる需要変動(下振れ)は協議の対象となるか。	原則として、事業者の提案の実現性によるものは事業者リスクとなるが、記載の通り、3年ごとの協議には応じるものとする。
37	スポーツ教室実施時の施設利用料金の扱い			スポーツ教室実施時の施設利用料金は自主事業なので、利用料金収入(様式3-3-14)には含めないものとの理解でよろしいでしょうか。その場合、施設利用料金の売上は、どこに(どの様式に)計上したらよろしいでしょうか。	スポーツ教室(自主事業)実施時に指定管理者が支払う施設利用料金は、利用料金収入(様式3-3-13、様式3-3-14)に収入として計上した上で、運営業務費(様式3-3-10)に支出として計上してください。
38	陸上競技場図面・設計見積内訳			陸上競技場図面・設計見積内訳を開示いただけますでしょうか。	陸上競技場図面・設計見積内訳について、開示可能な範囲で公表します。